

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公表番号】特表2009-540846(P2009-540846A)

【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-517148(P2009-517148)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

A 6 1 K 8/86 (2006.01)

A 6 1 K 8/67 (2006.01)

A 2 3 K 1/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/16 3 0 4 C

A 6 1 K 8/86

A 6 1 K 8/67

A 2 3 K 1/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月16日(2010.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも10重量%の水、少なくとも5重量%の1以上のビタミン、ヒマシ油アルコキシレートのモル当たり平均で15～25モルのエチレンオキシ単位を有するヒマシ油アルコキシレート、及び任意的に追加の添加物を含む水性ビタミン組成物。

【請求項2】

該ヒマシ油アルコキシレートがヒマシ油エトキシレートである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

少なくとも1のビタミンが脂溶性である、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

ビタミンの重量部当たり、0.5～1.5、好ましくは0.75～1.3重量部のヒマシ油アルコキシレートを含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

50重量%までのビタミンを含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

請求項1のビタミン組成物が飼料に添加されるところの、動物飼料を作る方法。

【請求項7】

該ビタミン組成物が、該飼料にスプレーされるところの、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

該飼料が、該ビタミン溶液によりスプレーされる前に、ペレット化され及び好ましくは冷却されるところの、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

請求項1に記載のビタミン組成物を、該ビタミンを動物に投与する為に、使用する方法

。

【請求項 10】

該ビタミン組成物が、該動物の飼料に添加されるところの、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

該ビタミン組成物が、該動物の飲料水に添加されるところの、請求項9に記載の方法。

【請求項 12】

パーソナルケア組成物の調製において、請求項1に記載のビタミン組成物を使用する方法。